千葉県総合防除計画(案)(概要版)

植物防疫法の改正(R4.5公布 R5.4施行)

- 人・モノの国境を越えた移動の増加に伴う病害虫の侵入リスクへ対応するため、輸入検疫や国内未発生の病害虫対策を強化
- 〇 温暖化等に伴う病害虫の生息域拡大、化学農薬に依存した防除により病害虫の抵抗性・耐性が発達 環境負荷低減が国際的課題となる中、指定有害動植物*の総合防除の推進を改正植物防疫法に位置付け
 - ・都道府県の「総合防除計画」の策定を位置づけ(第二十二条の三)
 - ・当該計画に病害虫のまん延を防止するための「農業者の遵守事項」を定めることができることとされた(第二十二条の三の3)

※指定有害動植物(以下「指定病害虫」と記載):国内に分布している有害動植物(病害虫及び雑草)のうち、急激にまん延して農作物に重大な損害を与える傾向があるため、防除に特別な対策を要するものとして農林水産大臣が定めるもの(157種)。

県総合防除計画の主な内容(国の基本指針に即して作成)

1 総合防除の基本的な考え方

発生予防(病害虫が発生しにくい環境づくり)を中心とした化学農薬に頼りすぎない総合防除の普及・推進

予 防

土壌診断に基づく適正施肥、 堆肥等施用による土づくり、 防除ネット、抵抗性品種、 作物残さ除去、輪作 等

判断

①ほ場の観察 ②発生予察情報、発生予 測システムの活用による 防除要否や適期の判断

防除

化学農薬だけでなく、物理 的防除など利用可能な選択 肢から経済性や周辺環境を 考慮して選択

2 指定病害虫ごとの防除の内容

○対象品目:水稲、なし、さつまいもなど17品目(品目を定めないものを除く)

○対象病害虫:93種(本県で多発するおそれのあるものを中心に選定)

【記載例】

・水 稲:スクミリンゴガイ/植付後3週間の浅水管理、冬期耕うん

・なし:黒星病 /なし園から病葉除去

3 県や関係機関の役割(※関係機関は略)

- ○新たな病害虫の発生など農業者への迅速な情報提供と適切な防除指導
- ○地域課題に対応した技術開発や防除体系の実証
- ○農業者が使いやすい病害虫発生予測システムの開発・普及
- ○農作物病害虫雑草防除指針の作成・デジタル化

4 農業者の遵守事項【都道府県任意設定項目】

指定病害虫のまん延防止のため、農業者(家庭菜園を含む)の みなさまに守っていただくルールを定めるもの

【本県の遵守事項】

- ○対象品目/病害虫:さつまいも/基腐病
- ○遵守事項(主なもの)
 - ・本病と疑われる症状が発生した場合は、県等へ連絡
 - ・本病が確認された場合は県等の指導のもと、発病株を適切に処分

・茨城県:さつまいも/基腐病

・愛媛県:かんきつ/ミカンバエ

・長崎県:水稲/トビイロウンカ、いもち病

作物共通/ハスモンヨトウ

・本病が発生したほ場では原則2年以上はさつまいもを作付しない

県等が指導助言をしても、遵守事項に即した対応を実施いただけない 場合について県は勧告・命令を行うことができる。

(万が一勧告・命令を経ても、対応いただけない場合は30万円以下の 過料となる場合がある)

5 その他必要な事項

- ○農薬の適正使用について
- ○指定病害虫でないナガエツルノゲイトウ、ケブカトラカミキリ対策